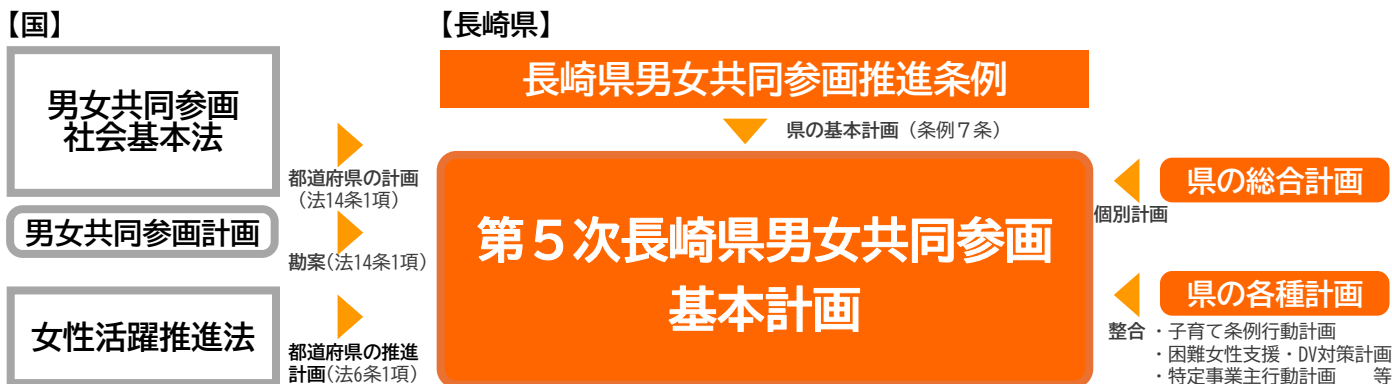


第5次長崎県男女共同参画基本計画

(令和8～12年度)

男女共同参画とは、性別に関わりなく個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すものであり、一人ひとりの豊かな人生、多様な幸せの実現につながるものです。

計画の性格、基本理念、SDGsについて



● 5つの基本理念

(男女共同参画社会基本法第3～7条、県条例第3条)

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

● 3つの基本原則 (女性活躍推進法第2条)

- ① 職業生活における機会の積極的な提供と活用
- ② 職業生活と家庭生活の両立が可能となる環境整備
- ③ 本人の意思の尊重

● SDGsとジェンダー平等(男女共同参画)について

SDGsの17の目標のうち、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」が男女共同参画社会の実現を目指すものにあたりますが、これは17の目標のうちの1つであるだけでなく、**SDGs全体の「目的」として掲げられており、また17のゴールをすべて実現するための「手段」としても位置づけられている**など、SDGsの中でもジェンダー平等は非常に重要なテーマとなっています。

計画の基本目標

目指すべき姿 → 男女が性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる社会

基本目標

基本目標Ⅰ

男女がともに活躍できる社会づくり

基本目標Ⅱ

誰もが安全・安心に暮らせる社会づくり

基本目標Ⅲ

啓発・教育と体制づくり

政策1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

- ・県や市町が設置する審議会等の委員への女性の参画の推進
- 新規** ・県内企業等で働く女性管理職のネットワークの構築
- ・「ながさき女性活躍推進会議」を通じた女性の登用や人材育成に関する、企業等組織トップのさらなる意識改革の促進 など

政策2 雇用の場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

- ・働きやすい職場環境づくりに向けた経営者等の意識改革
- ・仕事と家庭生活の両立のための働き方の見直しの推進
- 拡充** ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた総実労働時間の短縮
- ・男性の家事・育児・介護への参画促進
- ・仕事と女性の健康課題の両立支援
- ・各種ハラスメント防止対策の推進 など

政策3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援

- ・女性の再就職支援
- ・女性の職業能力の開発のための機会や情報の提供 など

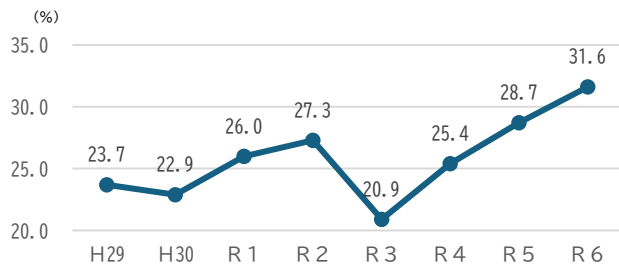
政策4 地域における男女共同参画の推進

- 新規** ・地域に根強い固定的性別役割分担意識の解消、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）がもたらす悪影響の除去
- ・農林水産業や商工業等における意思決定過程への女性の参画拡大 など

政策5 共家事・共育ての促進及び子育て・介護等の支援体制の充実

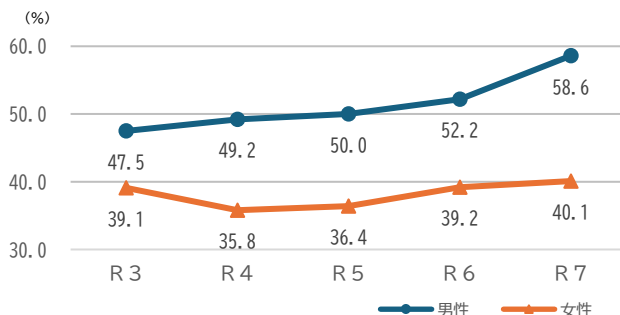
- 新規** ・女性に偏りがちな家事や子育て等を家族や地域などでシェアする「共家事・共育て」の促進
- 拡充** ・保育サービスの充実、保育DXの推進
- ・ケアラー等家族介護者等の負担軽減に向けた支援 など

● 県内事業所における管理職（課長相当職）に占める女性の割合



出典：長崎県労働条件等実態調査
（調査対象は常用労働者5人以上を雇用する事業所）

● 県内の20～59歳のうち、男女が家事や育児を協力して行っていると思う人の割合の推移



出典：長崎県の取組に関する県民意識アンケート調査

【主な指標と目標値】

指標名	基準値	基準年度	目標値	目標年度
県の審議会等委員への女性の登用率	37.3%	R6	40%以上	R12
事業所（※）における管理職（課長相当職）に占める女性の割合 ※常用労働者5人以上を雇用する事業所	31.6%	R6	39.1%	R12
職場において男女平等となっていると思う人の割合	28.6%	R6	50%	R12
男性の育児休業取得率	35.1%	R6	85%	R12
20～59歳のうち、家庭生活において男女が家事や育児等を協力して行っていると思う人の割合	全体 49.3% 女性 40.1%	R7	全体 60% 女性 50%	R12

政策6 生涯を通じた健康支援

- 拡充 女性特有の心身の健康課題やプレコンセプションケアについての周知
- 拡充 性別を問わず、安心して健康の相談ができる体制の充実
- 拡充 すべての妊産婦や子ども・子育て世帯への一体的な相談支援、伴走型支援や産後ケア事業など産前・産後の支援の充実 など

政策7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

- 暴力を防ぐ環境づくりに向けた意識啓発の推進
- 拡充 子どもへの適切な性に関する教育の実施 など

政策8 生活上の困難を抱える人への支援

- ひとり親家庭に対する子育て・生活・就労支援及び養育費確保の推進等のきめ細かな支援
- 貧困・高齢・障害等による困難を抱えた人への支援 など

政策9 防災・復興における男女共同参画の推進

- 拡充 国の防災・復興ガイドライン等に基づく、性別や年齢、国籍、障害の有無に配慮した市町の取組支援 など

【主な指標と目標値】

指標名	基準値	基準年度	目標値	目標年度
女性支援法に基づく支援調整会議の機能を有する会議体を設置している市町数	0市町	R6	21市町	R12
ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 93.1% 父子世帯 97.1%	R6	現行値 改善	R12
職員を対象にした男女共同参画の視点での防災・復興等研修の受講市町数	14市町	R7	21市町	毎年

政策10 意識改革に向けた啓発・普及の推進

- 拡充 市町、企業、各種団体等と連携・協働をした男女共同参画に関する効果的な普及啓発
- 県民の人権意識の醸成、学習機会の充実
- 男女共同参画推進員による啓発活動の促進 など

政策11 教育を通じた男女共同参画の推進

- 学校における男女平等教育の推進、教職員の研修の充実
- 児童生徒の多様な進路選択のための支援 など

政策12 推進体制の整備・強化

- 拡充 「男女共同参画センターにおける業務及び運営についてのガイドライン」に基づく長崎県男女共同参画センターの機能・体制強化
- 市町における推進体制等の整備促進に向けた支援、人材の育成 など

【主な指標と目標値】

指標名	基準値	基準年度	目標値	目標年度
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対の人の割合	55.3%	R7	62.8%	R12
男女平等の社会となっていると思う人の割合	15.5%	R6	50%	R12

基本目標	政策	施策
I 活躍できる社会づくり 男女がともに	1 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 審議会等の委員への女性の参画促進 (2) 県における管理職等への女性の登用推進 (3) 各分野における女性の参画拡大 (4) 女性の職域拡大等による人材の確保
	2 雇用の場における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 経営者等の意識改革 (2) 多様な働き方を踏まえたワーク・ライフ・バランスの推進 (3) 女性の雇用環境の整備に向けた取組の推進 (4) ハラスメント防止対策の推進
	3 女性のライフステージに応じたキャリア形成の支援	(1) 女性の再就職支援 (2) 女性の職業能力の開発への支援 (3) 女性の起業・創業支援
	4 地域における男女共同参画の推進	(1) 地域社会における男女共同参画の推進 (2) 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の推進
	5 共家事・子育ての促進及び子育て・介護等の支援体制の充実	(1) 共家事・子育ての促進 (2) 子育て支援策の充実 (3) 介護支援策の充実
II 暮らせる社会づくり 誰もが安全・安心に	6 生涯を通じた健康支援	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 妊娠・出産に関わる保健医療対策の充実 (3) 健康をおびやかす問題への対策の推進
	7 ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	(1) 女性等に対する暴力を防ぐ環境づくりの推進 (2) 配偶者等からの暴力への対策の推進 (3) 性犯罪・性暴力等への対策の推進 (4) ストーカー行為等への対策の推進
	8 生活上の困難を抱える人への支援	(1) ひとり親家庭の生活安定と自立促進 (2) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援
	9 防災・復興における男女共同参画の推進	(1) 防災・復興における男女共同参画の推進
III 体制づくり 啓発・教育と	10 意識改革に向けた啓発・普及の推進	(1) わかりやすい広報・啓発活動の推進
	11 教育を通じた男女共同参画の推進	(1) 学校における男女平等教育及びキャリア教育の推進
	12 推進体制の整備・強化	(1) 県における推進機能・体制の充実 (2) 市町における推進体制の整備 (3) 女性の活躍に関する推進体制の充実

行政や事業者、民間団体等の主な役割

●県の役割

- ・市町のモデルとなるような先駆的講座や研修会の開催による男女共同参画の普及啓発
- ・事業者や民間団体等に対する女性の活躍に向けた働きやすい環境づくりや女性登用についての支援
- ・男女共同参画推進員・アドバイザー、地域の自主的なグループの活動支援による課題の解決 など

●市町に求められる役割

- ・県や事業者、民間団体等と連携した男女共同参画の普及啓発、相談窓口の設置
- ・県や男女共同参画推進員、アドバイザー、地域の自主的なグループの活動支援による課題の解決 など

●事業者に求められる役割

- ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、ワーク・ライフ・バランスやポジティブ・アクション(積極的改善措置) など

●NPO等の民間団体に求められる役割

- ・県や市町と連携した、男女共同参画の視点に立った多様な活動

●県民に求められる役割

- ・男女共同参画社会の意義を理解し、多様な個性・価値観などを認め合い、一人ひとりが持つ力を十分に発揮すること

